

第7次改訂版刊行にあたって

地方公務員昇任試験問題研究会では、「試験に向けた万全の準備が1冊のできる問題集がほしい」という受験者のみなさんの要望に応えるべく、平成12年に本書初版を刊行いたしました。

それから、早くも25年が経ちました。

これまでの長きにわたり歴代の受験者のみなさんに本書をご利用いただいたおかげで、これまで6次にわたって改訂をすることができましたが、このたび令和6年6月に地方自治法が改正されたことから、その改正内容を盛り込んで第7次改訂版として刊行することといたしました。

本書の持つ特徴は次の通りです。

- 基礎問題から応用問題まで、地方自治法の出題範囲を十分にカバーする250問を体系的に並べて収録しています。
- 各設問には出題頻度ランク順に★★★ ★★ ★の三段階の星印を付けています。時間のないときには、出題頻度の高い設問順に消化していくのが効率的です。
- 設問の解答をすぐに確認できるように、表頁に設問2題、後頁にそれに対応する解説2題を収録しました。
- 一度当たって解けなかった問題を再度チェックできるように「正解チェック欄」を設けました。繰り返し設問を解く上で日付を入れるなど進捗管理にもお使いいただけます。
- 今改訂にあたっては、令和6年公布の地方自治法改正の事項である、情報システムの適正な利用等（令和6年9月26日施行、

一部は令和8年4月1日施行）、公金の収納事務のデジタル化（公布の日（令和6年6月26日）から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日施行）、国と地方公共団体との関係等の特例（令和6年9月26日施行）などについて盛り込みました。また、当該改正に伴い、新しい章や改正条文に対応した問題を設定しました。さらに、法改正を踏まえ、問題、解説の一部をリニューアルしております。

- 近年の改正については解説中に何年改正のものでどのように改正があったのか、できる限り説明を加えております。

これまで本書を活用して見事合格を勝ち取られた多くの方々と同じく、今現在勉強に励まれているみなさんも晴れて合格を手にされることを祈念いたします。

令和7年5月

地方公務員昇任試験問題研究会

地方自治法250問・目次

★★★, ★★, ★……………出題頻度順の星印

1 地方自治及び地方公共団体

★ 1	地方自治の意義	3
★ 2	地方公共団体の種類	3
★★ 3	地方分権	5
★★★ 4	自治事務	5
★★★ 5	法定受託事務	7
★★★ 6	自治事務と法定受託事務	7
★★ 7	法定受託事務の不服申立て	9
★★ 8	地方公共団体に対する国・都道府県の関与	9
★★ 9	地方公共団体と国の権能	11
★★ 10	地方公共団体の権能	11
★ 11	地方公共団体の名称	13
★ 12	地方公共団体の区域①	13
★ 13	地方公共団体の区域②	15
★ 14	廃置分合・境界変更	15
★ 15	地方公共団体の区域の変更	17
★ 16	地方公共団体の区域の紛争処理	17

2 住 民

★★ 17	住民①	19
★★ 18	住民②	19
★★ 19	選挙権	21
★ 20	選挙権・被選挙権	21
★ 21	被選挙権	23

3 直接参政制度

★★★ 22	直接請求制度	23
--------	--------	----

★★ 23	直接請求①	25
★★ 24	直接請求②	25

4 条例と規則

★★ 25	条例の制定・改廃の請求①	27
★★ 26	条例の制定・改廃の請求②	27
★★ 27	条例の制定・改廃の請求に係る署名	29
★★ 28	事務監査請求①	29
★★ 29	事務監査請求②	31
★★ 30	議会の解散の請求①	31
★★ 31	議会の解散の請求②	33
★ 32	議員の解職請求	33
★ 33	長の解職請求	35
★ 34	主要公務員の解職請求①	35
★ 35	主要公務員の解職請求②	37
★★ 36	自治立法権と条例	37
★★ 37	条例の意義	39
★★★ 38	条例の制定①	39
★★ 39	条例の制定②	41
★★ 40	条例の制定手続①	41
★★ 41	条例の制定手続②	43
★ 42	条例案の提案	43
★ 43	条例の罰則	45
★★ 44	条例と規則の罰則①	45
★ 45	条例と規則の罰則②	47
★★ 46	規則①	47
★ 47	規則②	49
★ 48	規則③	49
★★ 49	条例と規則の関係①	51
★★ 50	条例と規則の関係②	51

5 議会と議員

★ 51	議会の地位及び権能①	53
★ 52	議会の地位及び権能②	53

★★	53	議員定数	55
★	54	議員の活動①	55
★	55	議員の活動②	57
★	56	議長・副議長の地位①	57
★	57	議長・副議長の地位②	59
★★	58	議長の権限①	59
★★	59	議長の権限②	61
★	60	議員の兼職の禁止	61
★	61	議員の兼業の禁止	63
★★	62	議決権①	63
★★	63	議決権②	65
★★	64	議決権③	65
★★	65	議決権④	67
★	66	検査権	67
★	67	監査請求権	69
★	68	意見表明権①	69
★	69	意見表明権②	71
★★	70	調査権①	71
★★	71	調査権②	73
★★	72	調査権③	73
★★	73	調査権④	75
★	74	請願①	75
★	75	請願②	77
★	76	議会の招集①	77
★	77	議会の招集②	79
★★	78	定例会と臨時会	79
★★	79	通年議会	81
★	80	その他の会議原則	81
★	81	委員会制度①	83
★★	82	委員会制度②	83
★	83	一事不再議の原則	85
★	84	会期不継続の原則	85
★	85	会議の開催	87
★	86	会議規則	87

★	87	会議公開の原則	89
★	88	議案の提出権	89
★	89	議員の懲罰①	91
★	90	議員の懲罰②	91
★	91	議会の運営	93
★	92	議会の会議原則	93
★★	93	議会の解散	95
★★	94	議会の紀律	95
★★★	95	議会の議決	97
★★	96	議会の常任委員会	97
★★	97	議会運営委員会	99
★	98	継続審議	99
★★	99	常任委員会と特別委員会	101
★★	100	多数決の原則	101
★★	101	定足数の原則	103
★	102	特別委員会①	103
★	103	特別委員会②	105
★★★	104	特別多数決	105

6 執行機関

★	105	支庁・地方事務所・支所等①	107
★★	106	支庁・地方事務所・支所等②	107
★	107	地方公共団体の執行機関	109
★	108	地方公共団体の組織と長	109
★★	109	地方公共団体の長	111
★	110	長の兼職・兼業の禁止	111
★★	111	長の権限	113
★	112	長の権限の委任	113
★★	113	長の権限の代行	115
★★	114	長の権限の代理	115
★★	115	長の失職事由	117
★★	116	長の総合調整権	117
★★	117	長の担当事務①	119
★★	118	長の担当事務②	119

★★ 119 長の役割	121
★★ 120 長の補助執行等	121
★★ 121 副知事及び副市町村長①	123
★★ 122 副知事及び副市町村長②	123
★★ 123 長の補助機関①	125
★★ 124 長の補助機関②	125
★★ 125 長の補助機関③	127
★ 126 附属機関①	127
★ 127 附属機関②	129
★ 128 附属機関③	129
★ 129 附属機関④	131

7 行政委員会及び委員

★ 130 行政委員会制度①	131
★ 131 行政委員会制度②	133
★ 132 行政委員会制度③	133
★ 133 行政委員会制度④	135
★ 134 行政委員会制度⑤	135
★ 135 行政委員会制度⑥	137
★ 136 行政委員会制度⑦	137
★ 137 行政委員会制度⑧	139
★ 138 行政委員会制度⑨	139
★ 139 行政委員会制度⑩	141
★ 140 監査委員①	141
★ 141 監査委員②	143
★ 142 監査委員③	143
★ 143 監査委員④	145
★ 144 監査委員⑤	145
★ 145 監査委員⑥	147
★★ 146 監査委員⑦	147
★★ 147 監査委員⑧	149
★★ 148 外部監査契約制度①	149
★★ 149 外部監査契約制度②	151
★★ 150 外部監査契約制度③	151

★ 151 教育委員会	153
★ 152 選挙管理委員会①	153
★ 153 選挙管理委員会②	155
★ 154 公安委員会	155

8 給与その他の給付

★ 155 給与その他の給付①	157
★★ 156 給与その他の給付②	157

9 議会と長との関係

★★★ 157 長の拒否権	159
★★★ 158 長の一般的拒否権	159
★★★ 159 再議制度①	161
★★★ 160 再議制度②	161
★★★ 161 長と議会の関係①	163
★★★ 162 長と議会の関係②	163
★★★ 163 長と議会の関係③	165
★★★ 164 長と議会の関係④	165
★★★ 165 瑕疵ある議決又は選挙	167
★★ 166 専決処分	167

10 財務会計

★★ 167 地方公共団体の財務	169
★★ 168 地方財政制度	169
★ 169 一般会計予算と地方公営企業予算について	171
★★ 170 予算の原則	171
★★ 171 会計年度独立の原則	173
★★ 172 予算制定手続	173
★★ 173 繰越明許費	175
★★ 174 債務負担行為	175
★ 175 弾力条項	177
★ 176 予備費	177
★★★ 177 財政収支	179
★ 178 事故繰越し	179

★ 179 分担金の徴収	181
★ 180 使用料	181
★ 181 使用料及び手数料	183
★ 182 収入①	183
★ 183 収入②	185
★ 184 支出①	185
★ 185 支出②	187
★ 186 支出方法	187
★★ 187 決算①	189
★★ 188 決算②	189
★ 189 現金の保管	191
★★ 190 歳計剰余金	191
★★ 191 契約①	193
★★ 192 契約②	193
★★ 193 契約③	195
★★ 194 契約④	195
★★ 195 契約保証金	197
★ 196 指定金融機関	197
★ 197 一時借入金	199
★ 198 債権	199
★ 199 金銭債権の消滅時効	201
11 財 産	
★ 200 物品	201
★★ 201 公有財産①	203
★★ 202 公有財産②	203
★★ 203 公有財産③	205
★★ 204 公有財産④	205
★★ 205 行政財産	207
★★ 206 普通財産①	207
★★ 207 普通財産②	209
★★ 208 普通財産と行政財産	209
★ 209 公有地信託	211

12 公の施設

★ 210 基金①	211
★ 211 基金②	213
★★ 212 公の施設①	213
★★ 213 公の施設②	215
★★ 214 公の施設③	215
★★ 215 指定管理者制度①	217
★ 216 指定管理者制度②	217

13 住民監査請求，住民訴訟，職員の賠償責任

★★ 217 住民監査請求①	219
★★ 218 住民監査請求②	219
★ 219 住民監査請求③	221
★★ 220 住民訴訟①	221
★ 221 住民訴訟②	223
★ 222 指定公金事務取扱者	223
★ 223 職員の賠償責任	225

14 情報システム

★ 224 情報システムの基本原則	225
-------------------	-----

15 地方公共団体相互間の協力

★ 225 事務の共同処理	227
★ 226 条例による事務処理の特例①	227
★ 227 条例による事務処理の特例②	229

16 大都市等に関する特例

★ 228 政令指定都市	229
★★ 229 政令指定都市と中核市	231
★★ 230 中核市①	231
★★ 231 中核市②	233

17 特別地方公共団体

★ 232 特別区①	-----	233
★ 233 特別区②	-----	235
★ 234 特別区③	-----	235
★ 235 地縁団体	-----	237
★★ 236 広域連合①	-----	237
★★ 237 広域連合②	-----	239
★★ 238 広域連合③	-----	239
★★ 239 一部事務組合①	-----	241
★★ 240 一部事務組合②	-----	241

18 地方公共団体と国との関係

★★ 241 行政的関与①	-----	243
★★ 242 行政的関与②	-----	243
★★ 243 行政的関与③	-----	245
★ 244 国と地方公共団体との関係等の特例	-----	245
★ 245 国地方係争処理委員会	-----	247
★ 246 自治紛争処理委員	-----	247
★★ 247 連携協約	-----	249
★ 248 事務の代替執行	-----	249
★★ 249 国又は都道府県の関与に関する訴え	-----	251
★ 250 地方自治特別法	-----	251

凡 例

法令名略称

憲法	……………日本国憲法（昭21）
法，自治法	……………地方自治法（昭22法67）
令	……………地方自治法施行令（昭22政令16）
法規則	……………地方自治法施行規則（昭22内務令29）
行服法	……………行政不服審査法（平26法68）
公選法	……………公職選挙法（昭25法100）
地公法	……………地方公務員法（昭25法261）
地教行法	……………地方教育行政の組織及び運営に関する 法律（昭31法162）
地公企法	……………地方公営企業法（昭27法292）

条文引用表示

法 2 条② II	……………地方自治法第 2 条第 2 項第 2 号
-----------	---------------------------

行政実例表示

行実昭23. 6 .16	……………行政実例昭和23年 6 月16日
--------------	-----------------------

**1 ★ 地方自治の意義**

地方自治に関する次の記述で、妥当なものはどれか。

- 1 団体自治とは、一定地域に関する事務はその地域の住民の意思によって、自主的に行っていくことをいう。
- 2 住民自治とは、国の一定地域に存する地方公共団体が自主的権限によって、自らの事務を処理することをいう。
- 3 憲法92条では、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、条例でこれを定めるとし、地方自治の観念を表明している。
- 4 憲法94条では、地方公共団体の自治立法権、自治行政権、自治財政権を保障しており、地方公共団体の権限と責任で事務を行う自主性、団体自治の原則が導かれている。
- 5 地方公共団体は国から独立した法人として自治権が認められている。この団体自治を具体的に保障しているものとして、住民が地方公共団体の長・議会の議員等を直接選挙することや、条例の制定・改廃の請求等の直接請求などがある。

**2 ★ 地方公共団体の種類**

地方公共団体に関する次の記述の中で妥当なものはどれか。

- 1 地方公共団体は、普通地方公共団体と特別地方公共団体に区別される。このうち特別地方公共団体は、特別区、政令指定都市の区、財産区、全部事務組合、役場事務組合、地方開発事業団などがある。
- 2 政令で指定する人口20万人以上の市で一定の要件を満たすものは特例市として指定都市の事務の一部を処理することができる。
- 3 町となる要件は、人口5万人以上、市街地を形成する区域内戸数が全戸数の6割以上の他、商工業等の従事者と同一世帯人員数が全人口の6割以上及び都道府県の条例で定める要件を備えていることである。
- 4 特別地方公共団体である特別区は、現在東京都にのみ設置されている。法に即した都道府県の名称変更の手続によって、新たに都制度、特別区の設置は可能である。
- 5 指定都市は、市長の権限に属する事務のうち特定の区の区域内に関するものを総合区長に執行させるため、条例で総合区を設けることができる。総合区長の任期は4年で、市長の任命によって就任する。

**1 正解チェック欄**

1 回目	2 回目	3 回目
---------	---------	---------

- 1 × 住民自治の説明である。
- 2 × 団体自治の説明である。
- 3 × 憲法92条。条例ではなく法律である。これを受けて地方自治法などが制定されている。
- 4 ○ 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる（憲法94条）。
- 5 × 長・議員等の直接選挙、直接請求は住民自治の具現化である。

正 解 4

**2 正解チェック欄**

1 回目	2 回目	3 回目
---------	---------	---------

- 1 × 政令指定都市の行政区は独立の法人格をもっていない（法252条の20）。地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置によって、特別地方公共団体のうち、全部事務組合、役場事務組合、地方開発事業団は廃止された（平成23年自治法改正前の法291条の14、15及び法298条）。
- 2 × これは中核市の指定要件である（法252条の22①）。特例市制度は廃止されている。
- 3 × これは市の要件である。ただし、法7条1項又は3項による市町村の合併及び法8条3項による市町村の合併により市町村の区域の全部又は一部を編入する町村については人口3万人以上が要件となる（法8条② 市町村の合併の特例等に関する法律第7条①）。
- 4 ○ 都制度の中の区を特別区というとしており、法律で都制度・特別区の設置はできる（令209条、大都市地域における特別区の設置に関する法律）。
- 5 × 総合区長は、市長が議会の同意を得て選任する（法252条の20の2③、④）。

正 解 4

**3 ★ 地方分権**

地方自治法の記述で、妥当なものはどれか。

- 1 特別区は、憲法上の普通地方公共団体として地方自治法の条文中に明確に位置づけられている。
- 2 国と地方自治体の上下関係の構造がなくなり対等となったことにより、国の法令と自治体の条例における優劣関係はない。
- 3 国の役割は、国際社会における国家の存立に係る事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模、視点に立って行われる施策、事業を重点的に担うこととされている。
- 4 住民に身近な行政はできるだけ地方公共団体にゆだねることを基本として、国と地方公共団体の役割分担の適正化を規定した。都道府県は、基礎的な自治体として、その規模・能力に応じて事務を処理することとされている。
- 5 地方公共団体が自主性、自立性を発揮し易いように、都道府県が市町村、特別区に対して有していた指揮監督権限はすべて廃止されている。

**4 ★ 自治事務**

自治事務に関する記述として妥当なものは次のうちどれか。

- 1 自治事務は自治体が自主的、自立的に実施できるので、国の関与をいっさい受けない。
- 2 自治事務に関して、市町村は国からの関与を除いて自主的に実施できるので、都道府県は市町村の自治事務に関与する余地はない。
- 3 国は、地方公共団体が地域の特性に応じて自治事務を処理することができるよう特に配慮する必要がある。
- 4 市町村の事務が法令の規定に違反していると認める場合でも、担当大臣は都道府県の執行機関に違反の是正、改善のため必要な措置を講ずるよう指示することはできるが、自ら市町村に対して必要な措置を講ずるよう求めることはできない。
- 5 普通地方公共団体に対する関与に際して、都道府県が行う関与は必要最小限のものとされているが、国が行う関与には制限が設けられていない。

**3****正解チェック欄**1
回目2
回目3
回目

- 1 × 基礎的な自治体と明示されたが、普通地方公共団体であるとはされていない（法281条の2②）。
- 2 × 法令に違反する条例を制定することはできない（法14条①）。
- 3 ○ 法1条の2②。
- 4 × 前段は正当（法1条の2）。市町村は基礎的な自治体として都道府県が処理する以外の事務を処理する（法2条）。
- 5 × 普通地方公共団体が、その事務の処理に関し、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとする場合には、その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない（法245条の3①）。

正 解 3

**4****正解チェック欄**1
回目2
回目3
回目

- 1 × 担当大臣の都道府県への助言・勧告、資料の提出の要求、是正の要求の関与等の国からの関与がある（法245条の3②）。
- 2 × 都道府県知事は市町村に対して、助言・勧告、資料の提出の要求、是正の要求等を行うことができる（法245条の3②）。
- 3 ○ 法2条⑬。
- 4 × 担当大臣は、緊急を要すると認めるときなどは、自ら市町村に対し違反の是正等を求めることができる（法245条の5④）。
- 5 × 国・都道府県ともに、関与は必要最小限度のものとされ、あわせて普通地方公共団体の自主性・自立性に配慮しなければならないとされている（法245条の3①）。

正 解 3